

## 感染防止対応策

★診療所玄関で熱計測を実施しています。  
 ★面会は原則禁止です。  
 1日3回以上の消毒と常時換気を実施中です。

# 美山診療所ニュース

第160号 発行日 2020 (R2) 年6月27日

発行者：美山診療所 電話 75-1113

<http://miyama-clinic.net/>

601-0722 京都府南丹市美山町安掛下8番地

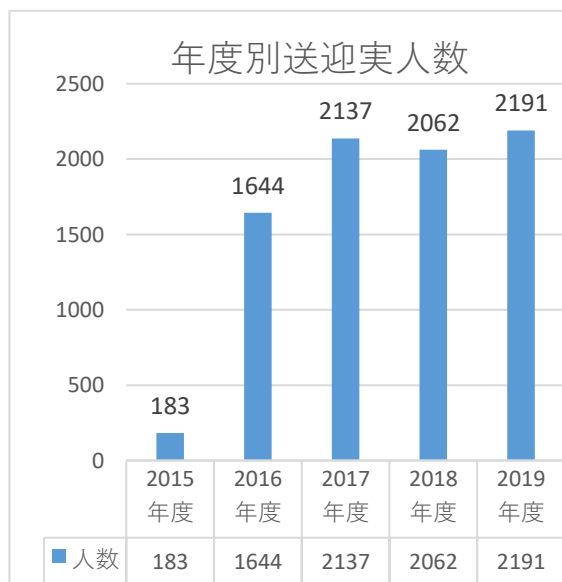
# 通院の手段

## 多くの方がご利用 無料送迎

☆ 診療所、通院できなければ、ないのと同じ！ ☆ 体調次第で運転できない時もある！

### 美山は広く高齢者が多い

広大な（面積は京都府の7%、南丹市の55%）美山地域は、高齢化率 47.56% (2020R2/3/31) と高齢者が多く暮らしています。自家用車を運転できる方はともかく、車のない高齢者にとって、通院は大変です。



2015年12月開始した美山診療所の無料送迎事業をご利用頂いている方は、年間延べ2,000人を超えています。1日平均6人のご利用です。

(グラフ)

**診て欲しい時に診てもらえる！**

「バス通院では1日仕事」「しんどい時に診てもらえる」「家族でも頼むのは気を使うから助かる」「普段は運転しているが、めまいの時助かった」等、声を寄せて頂いています。

送迎の時間指定は、診療所業務の都合上承れません。



### 通院困難な場合は誰でも対象

診療所の送迎事業の特徴は、対象者は「自力通院が困難な人」は誰でも（初診の方も）ご利用頂けます。事前予約も、当日依頼もOKです。体調の悪い時は遠慮なくお電話下さい。

### 無料はなぜ？

医療法で位置づけられた医療法人の付帯事業として、患者さんの送迎事業があり、「無料」が条件で実施できるものです。（有料では不許可）

### 市直営国保診療所では？

来年度から市直営で運営される診療所の送迎事業は「社協の移送サービスで対応する予定」（2月21日南丹市直営診療所開設に向けた懇談会で担当者の説明）です。これは2015年12月以前に戻すことです。（文責：事務長 原）

「中村先生が来てくれて良かったですね。これで安心ですね。」

4月以降、多くの皆さんから声を掛けられます。皆さん大変喜んで頂いています。

中村先生と尾寄先生の医師2人体制になり、美山診療所の事業活動の幅が大きく広がりました。併せて経営改善の展望も新型コロナ禍の中ですが見えてきました。

◇来年度から南丹市が運営する予定の「市直営国保診療所」は、どのようなものなのか？

☆美山診療所が、「国保診療所になる」と何が変わるのか？

☆そもそも、国保診療所ってどのような診療所でしょうか？

☆全国にある国保直営医療機関はどのような事業活動をしているのか？

国保事業を行う事業所が作る団体のホームページから、その一部をご紹介します。



出典 <https://kokushinkyoo.or.jp/>

〔国保診療施設とは？〕

国民健康保険診療施設（以下、略称で「国保直診」という。）は、市町村が国民健康保険を行う事業の一つとして設置したものです。

地方自治体は、住民の福祉を増進する目的で「公の施設」を設置することができることになっており（地方自治法第244条）、その一つとして公立病院、公立診療所を設置しています。一方、国民健康保険事業を行う保険者である市町村は、国民健康保険の保健事業の一つとして病院、診療所を設置することができます（国民健康保険法第82条）。すなわち、国保直診は、地方自治法に基づき設置された「公の施設」であると同時に国民健康保険法に基づき設置された「病院、診療所」であります。

公立の病院、診療所は、医療水準の向上や民間医療機関の進出が期待できない地域における医療の確保等の必要性から設置されていますが、「国保直診」は、これらの事情に加えて、国民健康保険制度を広く普及するため無医地区等の医師不足の地域をなくす目的で設置されて、今日まで活動しています。

国保直診は、医療機関として医療サービスを提供することは当然ですが、医療に加えて保健（健

# 国保診療所？

康づくり）、介護、福祉サービスまでを総合的、一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の拠点として活動することを目標としています。

すなわち、国保直診は、「地域包括医療・ケア」を実践することを理念とし、「国保直診ヒューマンプラン」を活動の指針に掲げ、地域住民のために活動することとしています。

〔地域包括ケアシステムとは？〕

「地域包括ケアシステム」とは、地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

すなわち、ソフト（事業）面では、その地域にある保健・医療・介護・福祉の関係者が連携してサービスを提供するものであり、ハード面では、そのために必要な施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携、統合されて運営されていることです。

「地域包括ケアシステム」の原点は、広島県御調町（現在は尾道市）にある国保病院（現在の公立みつぎ総合病院）にあります。昭和50年代初め、

例えば外科手術後にリハビリを受けて退院した患者が、在宅復帰後に寝たきり状態になることを防ぐために「出前医療」（今日の「在宅ケア」）を始めたのがきっかけとなり、昭和59年国保病院に健康管理センターを併設し、御調町の保健と福祉に関する行政部門を病院長の元で一元的に管理運営をするようになり、その後さらに介護施設、福祉施設等を順次病院に併設して、「地域包括ケアシステム」体制ができあがりました。

現在では、公立みつぎ総合病院を拠点する「地域包括ケアシステム」と同様のシステムが全国に普及してきており、多くの国保直診がその構築と活動強化に取り組んでいます。

地域包括ケアシステムについては、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）」においても、次のように定義されており、その重要性が示されています。

**国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針** 国民健康保険の保険者が運営する診療施設（注：国保直診を指します）や総合保健施設は、地域における住民のQOLを向上させるため、保健医療の連携及び統合を図る地域包括ケアシステム（地域の保健、医療及び福祉の関係者が連携、協力して、住民のニーズに応じた一体的なサービスを行う仕組みをいう。）の拠点としての役割を担うことができるものであることから、これらの施設を運営する保険者（注：市町村）においては、当該施設との連携を図った保健事業の実施に努めること。

平成18年4月から施行される改正介護保険では「地域包括支援センター」が新たに設置されますが、その役割は、地域包括医療・ケアを推進することにあります。

《地域包括医療・ケア》とは、全国の国保診療施設運営の「基本理念」として国診協において定められたもので、次のように定義しています。

◆地域に包括ケアを、社会的要因を配慮しつつ継続して実践し、住民（高齢者）が住みなれた場所で、安心して一生その人らしい自立した生活が出来るように、そのQOLの向上をめざすしくみ

◆包括医療・ケアとは、治療（キュア）のみならず保健サービス（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含するもので、多職種連携、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域ぐるみの生活・ノーマライゼーションを視野にいたした全人的医療・ケア。◆換言すれば保健（予防）・医療・介護・福祉と生活の連携（システム）である。

◆地域とは単なるAreaではなくCommunityを指す。

前にご説明したように、国保直診は、地域における他の保健・医療・介護・福祉の資源との連携、協力のもとに、その中核（拠点）となって、「地域包括医療・ケア」の理念に基づき全人的医療を提供することを目的として活動しています。その目的を実現するために、国保直診に総合保健施設等、必要な保健、介護、福祉施設を併設していくことを進めています。（下線は引用者）

その活動指針として平成6年11月「国保直診ヒューマンプラン」を定め、その普及実践に努めています。

#### 《国保直診ヒューマンプラン》

1. 国保直診は、当該地域の地理的、社会的条件並びに診療圏内の他の医療機関の配置状況に応じ、地域住民のニーズにあった全人的医療の提供を行う
2. 国保直診は、超高齢社会における保健・医療・介護・福祉の連携、統合を図る地域包括ケアシステムの拠点としての役割機能を持つ
3. 国保直診は、既存の保健福祉施設との機能連携を図るとともに、国保総合保健施設を設置し、あるいは、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、介護老人保健施設などの保健福祉施設を積極的に併設していく（国診協：平成6年11月制定、平成13年4月・平成22年3月一部改正）

引用文責:事務長 原龍治